

## 1 高齢者福祉関係における条例制定にあたっての方針

長崎市では、介護保険サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに社会福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム）の設備及び運営に関する基準について次の事項に重点を置き、条例制定を行うこととした。

- (1) 高齢者の尊厳の保持
- (2) 事業の適正な実施の確保
- (3) 地域の支援体制の構築
- (4) 介護福祉基盤の整備促進

### 厚生労働省令の見直し箇所

#### (1) 高齢者の尊厳の保持

##### ア 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け

緊急・やむ得ない場合の例外三原則（切迫性、非代替性、一時性）の順守を確認し、必要があれば指導等を行い、身体的拘束の廃止を目指す。

##### イ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加

居宅サービスの一般原則に記載はあるが、利用者の自宅で利用者と一対一の関係になる訪問サービスにおいては、特に基本的な方針として明記する。

#### (2) 事業の適正な実施の確保

##### ア 訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「その評価を行い必要な措置を講じること。」を追加

サービス提供責任者は介護職員等の業務状況を把握するだけでなく、その評価及び適切な措置まで行うことを明記する。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知

衛生管理において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策検討委員会の開催が義務付けされているが、周知する対象職員について、直接介護に携わる職員だけでなく、全職員に周知徹底させることを明記する。

ウ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長

サービスの質の確保の観点からサービス提供記録や苦情、事故の記録は完結の日から2年間の保存を義務付けているが、介護報酬過払いが生じた場合の過誤調整または返還請求の観点から、そのために必要な記録については、介護サービス費の支払いを受けた日から5年間の保存を義務付けする。

保存すべき記録	厚生労働省令	長崎市案
サービス計画	2年	介護サービス費の支払いを受けた日から5年間
サービス提供記録	2年	同上
利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録	2年	国の基準どおり
苦情の内容等の記録	2年	国の基準どおり
事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録	2年	国の基準どおり
(新設) 従業者の勤務体制についての記録	(年限の規定はないが整備しておくこととされている。)	介護サービス費の支払いを受けた日から5年間

※ 介護給付費請求書は長崎県国保連合会で保存

### (3) 地域の支援体制の構築

ア 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図ること」を追加

施設サービス等に限らず、地域包括ケアシステムを構築する上で全てのサービスに必要と判断し、「地域との交流を図ること」を追加した。

イ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加

地域包括ケアシステムの構築は、地域包括支援センターを中核として推進するため、全てのサービスについて追加することとした。

ウ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、レクリエーション行事のほか「地域との交流行事」を行うことを追加

社会復帰の促進及び自立のために必要な指導を行う施設であるため、地域との交流行事を行うことを追加した。

### (4) 介護福祉基盤の整備促進

ア 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の「居室定員」の緩和

「一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービス提供上必要と認められる場合は2人とする。ただし、入所者へのサービス提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。」と変更する。

高齢者の尊厳、プライバシーの確保の観点から個室・ユニット化は推進するべきではあるが、一方で入居者の経済的理由から多床室を求める意見も多く、低所得の高齢者に対して、入居可能な低廉な多床室は一定数必要であると判断した。

イ 養護老人ホームの廊下及び階段に手すりの設置を義務付け

高齢者に配慮した施設整備の観点から、廊下及び階段への手すりの設置を義務付けした。

ウ 短期入所生活介護事業所の廊下幅の緩和

安全面には十分配慮した上で、定員29人以下の短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、地域密着型介護老人福祉施設の廊下幅と同等とした。

施設類型		厚生労働省令の廊下幅	長崎市案	
介護老人福祉施設 (30人以上)	一般型	1.8m以上、中廊下2.7m以上	国の基準どおり	
	従来型個室			
	ユニット型 準個室	1.8m以上、中廊下2.7m以上（一部拡幅があれば1.5m、中廊下1.8m以上）	国の基準どおり	
	ユニット型 個室			
地域密着型 介護老人福祉施設 (29人以下)	一般型	1.5m以上、中廊下1.8m以上（一部拡幅があればこれに寄らないことができる）	国の基準どおり	
	従来型個室			
	ユニット型 準個室			
	ユニット型 個室			
短期入所生活介護事業所	一般型	1.8m以上、中廊下2.7m以上	定員29人以下の事業所に限り	1.5m以上、中廊下1.8m以上（一部拡幅があればこれに寄らないことができる）
	ユニット型	1.8m以上、中廊下2.7m以上（一部拡幅があれば1.5m、中廊下1.8m以上）		

規則及び要綱等の制定

条例で定めるもののほか、詳細については、社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）、介護サービス事業者及びパブリックコメントの意見を十分に検討の上、規則または要綱を整備予定である。